

令和3年2月19日



首相官邸
Prime Minister's Office of Japan



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

新型コロナウイルスワクチンについて 皆さまに知ってほしいこと

～ワクチンに関する情報を、正確に、わかりやすくお伝えします～



新型コロナウイルスワクチンは、発症を防ぐ効果が認められています。

今回新たに承認された新型コロナウイルスワクチンは2回の接種によって、95%の有効性で、発熱やせきなどの症状が出ること（発症）を防ぐ効果が認められています。（※インフルエンザワクチンの有効性は約40～60%）



新型コロナウイルスワクチンは、あなたご自身のためだけでなく、医療機関の負担を減らすための重要な手段にもなります。

新型コロナウイルスは、まだまだ未知のことがあります。このウイルスの感染により、令和3年1月末までに6千人以上の方が亡くなり、3万人以上の方が入院されています。特效薬も開発中の段階です。

こうした中で、多くの方に接種を受けていただくことにより、重症者や死亡者を減らし、医療機関の負担を減らすことが期待されます。



どんなワクチンでも、副反応が起こる可能性があります。

一般的にワクチン接種後には、ワクチンが免疫をつけるための反応を起こすため、接種部位の痛み、発熱、頭痛などの「副反応」が生じる可能性があります。治療を要したり、障害が残るほどの副反応は、極めて稀ではあるものの、ゼロではありません。（予防接種による健康被害は救済制度の対象です。）

今回新たに承認されたワクチンの国内治験では、ワクチンを2回接種後に、接種部位の痛みは約80%に、37.5度以上の発熱が約33%、疲労・倦怠感が約60%の方に認められています。

ワクチンに含まれる成分に対する急性のアレルギー反応であるアナフィラキシーの発生頻度は、市販後米国で100万人に5人程度と報告されています。日本での接種では、ワクチン接種後15～30分経過を見て、万が一アナフィラキシーが起きても医療従事者が必要な対応を行います。

掲載の内容は、今後見直される場合があります。

北塩原村新型コロナウイルス 感染症対策本部だより(第8号)

発行 / 北塩原村
令和3年3月26日

新型コロナワクチン接種に関するお知らせ ☎ 保健センター 28-3733

新型コロナウイルス感染症による死亡者や重症者の発生を減らし、新型コロナウイルス感染症まん延防止を図るため、新型コロナワクチン接種を実施します。北塩原村における接種方法等の概要について、お知らせします。

1 接種券の送付と優先順位

ワクチンの供給体制に合わせ、高齢の方から優先して接種券等を順次送付（4月以降）します。予約受付開始時期は現在調整中です。接種券の送付の際にお知らせします。

優先順位

- ① 65歳以上の高齢者（令和3年度中に65歳に達する方）。
※ご高齢の方から案内する予定です。
- ② 高齢者以外で基礎疾患を有する方や高齢者施設等の従事者の方。
- ③ それ以外の方。

2 接種方法

下記の3つの方法から各自選んでいただき接種できるように準備を進めています。

接種は1人2回（間隔は3週間）です。

① 喜多方市内医療機関での個別接種（平日、週末）

◎病院に直接予約し、ワクチン接種を受けます。

② 南東北裏磐梯診療所での個別接種（平日）

◎村へ予約し、ワクチン接種を受けます。

③ 集団接種（日曜日※3週毎）

◎会場は村自然環境活用センター（剣ヶ峯）の予定。

◎村へ予約し、ワクチン接種を受けます。

※ 予約方法や接種日等の詳細については、接種券送付の際にお知らせします。



3 相談窓口

① 接種方法等に関するご相談

北塩原村保健センター ☎ 0241-28-3733

受付時間 午前9:00～午後5:00まで（土日祝を除く）

② ワクチンに関するご相談

厚生労働省新型コロナワクチン相談窓口 ☎ 0120-761770

受付時間 午前9:00～午後9:00まで（毎日）


～中小事業者及び個人事業主の方へ～

新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが減少した中小事業者及び個人事業主の方は、県又は国の支援金が受け取れる可能性があります。ご確認いただき、対象の方はお早めに申請してください。

【売上の減少した中小事業者に対する一時金】（実施主体：福島県）

目 的	福島県新型コロナウイルス緊急対策（令和3年1月13日から2月14日まで。以下、「福島県緊急対策」という）に伴う飲食店への営業時間短縮要請や県民に対する不要不急の外出自粛により影響を受け、売上げが減少した中小事業者を支援するため。
対 象 者	県内の中小事業者（個人事業主も含む）
主な交付要件	次の「ア」から「ク」の要件を全て満たすこと。 ア 県内に本社又は本店がある中小企業で、法人の場合は中小企業基本法上の「会社」に該当し、①資本金の額又は出資金の総額が10億円未満であること、又は②資本金の額又は出資金の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。 イ 県内の飲食店と直接または間接の取引がある、または不要不急の外出自粛により直接的な影響を受けたことにより、令和3年1月または2月の売上げが前年同月比で50%以上減少したこと。 ウ 国が実施する『緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金』の給付を受けておらず、今後も受ける予定がないこと。 エ 令和2年の確定申告を行い受領していること。 オ 申請時において事業を継続していること。 カ 福島県緊急対策における営業時間短縮要請の対象事業者又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者には該当しないこと。 キ ①国、法人税別表第1に規定する公共法人②政治団体③宗教上の組織又は団体④指定管理者・第三セクター、のいずれにも該当しないこと。 ク 福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団又は暴力団員等が営業に関与する事業者などではないこと。
交 付 額	1事業者あたり一律 20万円
申請受付期間	郵送及び電子申請により令和3年5月14日(金)まで受付 ※消印有効

○問い合わせ（福島県一時金コールセンター）

 024-521-8572

受付時間：9時30分から17時30分まで（土日祝日含む全日対応）



【緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金】（実施主体：経済産業省）

目 的	新型コロナウイルス感染症の拡大により発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中堅・中小企業者に対して、その影響を緩和して、事業の継続を支援するため。
対 象 者	緊急事態宣言の再発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域の飲食店と直接・間接の取引がある、または、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること。
主な交付要件	<p>ア 次の（ア）と（イ）を満たす事業者は、業種や所在地を問わず支給対象となり得ます。</p> <p>（ア） 緊急事態宣言発令地域等に所在地のある飲食店と直接・間接の取引があること、又は、緊急事態宣言発令地域等における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること</p> <p>（イ） 2019年比または2020年比で、2021年の1月、2月または3月の売上高が前年同比50%以上減少していること</p> <p>イ 以下の（ア）又は（イ）のいずれにも該当しないこと。</p> <p>（ア） 影響を受けて売上げが50%以上減少していない。</p> <p>（イ） 公共法人、風営法上の性風俗関連特殊営業として届け出義務のあるもの、政治団体、宗教法人</p> <p>（ウ） 福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給対象者</p> <p>（エ） 県が実施する『売上の減少した中小事業者に対する一時金』の給付を受けておらず、今後も受ける予定がないこと。</p>
給 付 額	<p>給付額 = 2019年又は2020年の対象期間の合計売上 - 2021年の対象月の売上 × 3ヶ月</p> <p>中小法人等 上限 60万円 個人事業者等 上限 30万円</p>
申請受付期間	<p>オンラインにより令和3年5月31日(月)まで受付</p> <p>※オンライン申請が困難な方は申請サポート会場をご利用ください(完全予約制)</p> <p>サポート会場：福島トヨタビル5階(福島市栄町7-33)</p>

○問い合わせ

0120-211-240（一時支援金相談窓口・申請サポート会場予約）

03-6629-0479（IP電話専用相談窓口）

受付時間：8時30分から19時まで（土日祝日含む全日対応）